

【重要】

令和7年度から開始した「多子世帯の大学等授業料等無償化」は、これまで、アルバイト等の年収が 103 万円以下の方を、多子世帯の子供としてカウントしていたところ、いわゆる「103 万円の壁」を見直す令和7年度税制改正を踏まえ、大学生年代(19 歳以上 23 歳未満)の方については、年収 160 万円以下であれば、多子世帯の子供としてカウントすることとしました。

7 文科高 641 号
令和7年7月31日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び専修学校を設置する各地方公共団体の長
各 学 校 法 人 理 事 長
放 送 大 学 学 園 理 事 長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
各 都 道 府 県 知 事
大学、高等専門学校及び専修学校を設置する
地方独立行政法人を設立する各地方公共団体の長 殿
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各 地 方 公 共 団 体 の 長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
日本私立学校振興・共済事業団理事長

文部科学省高等教育局長
合田 哲雄

文部科学省総合教育政策局長
塩見 みづ枝

文部科学省初等中等教育局長
望月 禎

「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

この度、「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和 7 年文部科学省令第 19 号）が令和 7 年 7 月 31 日に公布されました。

本省令は、令和 7 年度税制改正において特定親族特別控除が創設されたことを踏まえ、「高等教育の修学支援新制度」における多子世帯支援について、その判定に係る基準を変更するものであり、令和 8 年 10 月分からの授業料等減免及び給付型奨学金の対象者の判定基準が変更になります。

本制度の対象となる大学等の設置者におかれては、下記内容について十分に御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願い計らいいただくとともに、本件について周知をいただくようお願いいたします。

なお、今回の改正内容については、「高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領（第 6 版）」等の改訂（令和 8 年 3 月頃を予定。）において、今後反映する予定ですので、併せて御参照いただくようお願いいたします。

高等学校等の設置者におかれては、下記内容について十分に御了知いただくとともに、今回の制度改正が、高等学校等の生徒等が大学等に進学した際に影響があることに留意し、本件について大学等への進学を希望する生徒等への進路指導などにおいて「高等教育の修学支援新制度」の内容とともに適切に周知いただくようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、所轄の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及びその設置者並びに域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、高等学校を設置する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長及び厚生労働省におかれては、所管する学校に対して、本件について周知をいただくようお願いいたします。なお、周知に際しては、今回の制度改正は「高等教育の修学支援新制度」に関する内容であることから、主として大学等や高等学校等を対象に周知をお願いするものであり、学校現場の負担軽減にご配慮いただくよう、お願いいたします。

記

第 1 改正の概要

（１） 令和 7 年度税制改正において特定親族特別控除が創設されたことを踏まえた「高等教育の修学支援新制度」における多子世帯支援の対象拡大等

給付型奨学金及び授業料等減免を併せて実施する「高等教育の修学支援新制度」では、令和 6 年度及び 7 年度に多子世帯の学生等に対する支援拡充を実施しており、当該多子世帯支援においては、地方税法上の扶養親族である子等の数が 3 以上である生計維持者の扶養親族である子等を対象としてきたところである。

他方で、令和 7 年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、19 歳以上 23 歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が 58 万円（給与収入で 123 万円）を超え扶養親族に該当しなくなった場合であっ

ても、一定の合計所得金額までであれば、その親等について、一定の所得控除を受けられるようにする特定親族特別控除が創設された。

このことを踏まえ、特定親族特別控除の対象となる子等（特定親族）のうち、親等の控除額が逓減しない、合計所得金額が 95 万円（給与収入で 160 万円）以下の特定親族について、多子世帯支援における扶養親族の子等の数に加えることとすることにより、地方税法上の扶養親族又は特定親族（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。以下同じ。）である子等の数が 3 以上である生計維持者の扶養親族又は特定親族である子等を多子世帯支援の対象とする。（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 23 号）第 23 条の 2 第 2 項関係並びに大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）第 1 条の 2 及び第 10 条第 2 項関係）

（２）その他の改正

上記の改正等を踏まえ、その他所要の改正を行う。

（３）施行期日

令和 8 年 10 月 1 日から施行する。（附則関係）

第 2 制度改正の周知

地方公共団体、高等学校等及び本制度の対象となる大学等の設置者は、本通知等の内容を十分了知の上、本来、対象となる者が制度改正の不知により支援を受けられないことがないように、十分な周知を行うこと。

その際、本改正は、令和 7 年 1 月から 12 月までの合計所得金額の状況に基づく令和 8 年 10 月分以降の判定に影響するものであり、学生等が本制度改正を了知した上で、令和 7 年における就業調整の判断を行うことができるよう、本改正の施行を待つことなく、速やかな周知をお願いしたいこと。

【添付資料】

別紙 1 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年文部科学省令第 19 号）

別紙 2 「高等教育の修学支援新制度」における多子世帯支援の対象者について

【参考】

高等学校等就学支援金制度等及び高等教育の修学支援新制度の周知について（通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/mext_00010.html

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局学生支援課

メール：gakushi@mext.go.jp

電 話：03-5253-4111（内線 3496）

○文部科学省令第十九号

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二条第三項、第五条第二項及び第十七条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十一日

文部科学大臣 阿部 俊子

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第二十三条の二「略」 2 選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。 一 三 「略」 四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。附則第三条を除き、以下同じ。）の状況について、次に掲げる支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。 イ 五万三千三百円未満 次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件 (1) 選考対象者のうち、その生計維持者（扶養親族等（令第八条の二第四項ただし書に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族又は特定親族（同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が九十五万円以下である者に限る。以下この条において同じ。）（当該生計維持者が、同日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これらに準ずる者として適切と認められる者）である者をい、その者を自己の扶養親族又は特定親族としてい、生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）及び生計維持者のいずれかの尊属である者を除く。）以下この号並びに第四十条第一項第四号及び第五号において同じ。）である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものの数の合計が三人以上で
改正前	第二十三条の二「同上」 2 選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。 一 三 「同上」 四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。附則第三条を除き、以下同じ。）の状況について、次に掲げる支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。 イ 五万三千三百円未満 次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件 (1) 選考対象者のうち、その生計維持者（扶養親族等（令第八条の二第四項に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これに準ずる者として適切と認められる者）をい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。）以下この号並びに第四十条第一項第四号及び第五号において同じ。）である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものの数の合計が三人以上であるものに限る。）の扶養親族である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもののいずれかに該当するもの、選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が

備考 表中の「」の記載は注記である。	2 〔略〕 五 親族等である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数及び当該者に準ずる者の合計額が五千万円以上三億円未満であるとき。 四 選考対象者又は給付奨学生（その生計維持者（扶養親族等）である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数及び当該者に準ずる者の合計額が五千万円以上三億円未満であるとき。）の扶養親族等である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数及び当該者に準ずる者の合計額が五千万円以上三億円未満であるとき。 第三十条 令第八條の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 一 三 〔略〕 二 〔略〕 三 〔略〕 四 〔略〕 五 〔略〕	3 ・ 4 〔略〕 （国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定） 第四十條 令第八條の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 一 三 〔略〕 二 〔略〕 三 〔略〕 四 〔略〕 五 〔略〕 あるものに限る。の扶養親族等である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもののいづれかに該当するもの 選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が三億円未満であること。
	2 〔同上〕 五 親族等である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数及び当該者に準ずる者の合計額が五千万円以上三億円未満であるとき。 四 選考対象者又は給付奨学生（その生計維持者（扶養親族等）である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数及び当該者に準ずる者の合計額が五千万円以上三億円未満であるとき。）の扶養親族等である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数及び当該者に準ずる者の合計額が五千万円以上三億円未満であるとき。 第三十条 令第八條の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 一 三 〔同上〕 二 〔同上〕 三 〔同上〕 四 〔同上〕 五 〔同上〕	3 ・ 4 〔同上〕 （国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定） 第四十條 令第八條の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 一 三 〔同上〕 二 〔同上〕 三 〔同上〕 四 〔同上〕 五 〔同上〕 三億円未満であること。

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(子に類する者)
第一条の二 法第二条第三項の文部科学省令で定める者は、第十条第四項に規定する生計維持者(以下この条において単に「生計維持者」という。)の扶養親族等(大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第四十九号。以下「施行令」という。)(第二条第二項ただし書に規定する授業料等減免実施年度の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)(に係る生計維持者の扶養親族又は特定親族(同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が九十五万円以下である者に限る。以下この条において同じ。)(当該生計維持者が同日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これらに準ずる者として適切と認められる者)である者をいい、その者を自己の扶養親族又は特定親族としている生計維持者の年長者である者(生計維持者のいづれかの子である者を除く。)(及び生計維持者のいづれかの尊属である者を除く。以下同じ。)(である者(生計維持者のいづれかの子を除く。)(及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものとする。

第十条 「略」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「略」

三 選考対象者のうち法第四条第一項第一号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとするものにあつては、次のいづれにも該当するかどうかを判定する方法により、当該認定事由に該当する者であると認められること。
イ 当該選考対象者が、その生計維持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項

改正前

(子に類する者)
第一条の二 法第二条第三項の文部科学省令で定める者は、第十条第四項に規定する生計維持者(以下この条において単に「生計維持者」という。)の扶養親族(大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第四十九号。以下「施行令」という。)(第二条第二項に規定する授業料等減免実施年度の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)(に係る生計維持者の扶養親族(当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これに準ずる者として適切と認められる者)をいい、生計維持者のいづれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者(生計維持者のいづれかの子を除く。)(である者を除く。以下同じ。)(である者(生計維持者のいづれかの子を除く。)(及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものとする。

第十条 「同上」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「同上」

三 選考対象者のうち法第四条第一項第一号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとするものにあつては、次のいづれにも該当するかどうかを判定する方法により、当該認定事由に該当する者であると認められること。
イ 当該選考対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の

の文部科学省令で定める者のいずれかに該当する者であること。

ロ 当該選考対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であること。

ハ 「略」

四 「略」

3
3
7 「略」

（授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等

第十三条 確認大学等の設置者は、毎年、次の各号に掲げる授業料等減免対象者について、それぞれ当該各号に定める判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

一 第一号授業料等減免対象者 次のイからハまでに掲げる判定

イ 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれかに該当するかどうかの判定

ロ 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であるかどうかの判定

ハ 「略」

二 「略」

2
3
6 「略」

（認定の効力の停止等）

第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定の効力が停止されるものとする。

一 日本国籍を有しなくなり、第九条第二項各号のい

文部科学省令で定める者のいずれかに該当する者であること。

ロ 当該選考対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であること。

ハ 「同上」

四 「同上」

3
3
7 「同上」

（授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等

第十三条 確認大学等の設置者は、毎年、次の各号に掲げる授業料等減免対象者について、それぞれ当該各号に定める判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

一 第一号授業料等減免対象者 次のイからハまでに掲げる判定

イ 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれかに該当するかどうかの判定

ロ 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であるかどうかの判定

ハ 「同上」

二 「同上」

2
3
6 「同上」

（認定の効力の停止等）

第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定の効力が停止されるものとする。

一 日本国籍を有しなくなり、第九条第二項各号のい

れにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二條の二第一項の規定により本邦に在留することのできる期間内に第九條第二項各号に該当することとなつた者を除く。）。

二五「略」

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなつたとき。

イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

- (1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二條第三項の文部科学省令で定める者のいずれにも該当しなかつた場合
- (2) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二條第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人未満となつた場合
- (3) 「略」

七ロ「略」

二 前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されるものとする。

一五「略」

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなつたとき。

イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合

- (1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維

れにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二條の二第一項の規定により本邦に在留することのできる期間内に第九條第三項各号に該当することとなつた者を除く。）。

二五「同上」

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなつたとき。

イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

- (1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二條第三項の文部科学省令で定める者のいずれにも該当しなかつた場合
- (2) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二條第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人未満となつた場合
- (3) 「同上」

七ロ「同上」

二 前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されるものとする。

一五「同上」

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなつたとき。

イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合

- (1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維

備考 表中の「」の記載は注記である。	3 七 ロ 5 5 十 「略」 「略」 (2) 持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のい ずれかに該当することとなった場合 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の 扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係 る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の係 の合計が三人以上となった場合 「略」 (3) 「略」
	3 七 ロ 5 5 十 「同上」 「同上」 (2) 持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のい ずれかに該当することとなった場合 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の 扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係 る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の係 の合計が三人以上となった場合 「同上」 (3) 「同上」

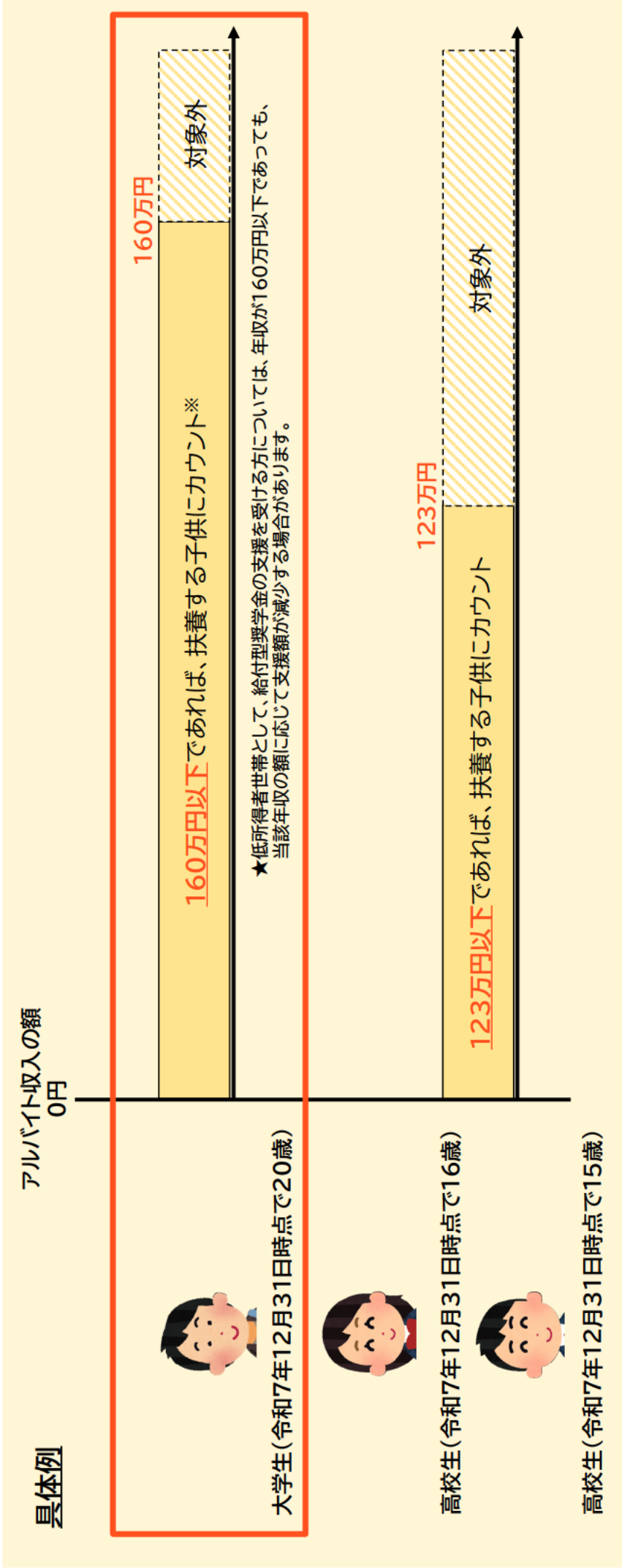
附 則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

令和7年度から開始した「多子世帯の大学等授業料等無償化」は、これまで、アルバイト等の年収が103万円以下の方を、多子世帯の子供としてカウントしていたところ、いわゆる「103万円の壁」を見直す令和7年度税制改正を踏まえ、大学生年代(19歳以上23歳未満)の方については、年収160万円以下であれば、多子世帯の子供としてカウントすることとしました。

※以下は、令和8年10月分の判定から適用されますが、当該月分の判定は令和7年1月～12月分の収入状況等により行われます。

令和7年12月31日時点の年齢	扶養する子供にカウントされる年収
23歳以上	123万円以下
19歳以上23歳未満	160万円以下
19歳未満	123万円以下



※上記の年収は給与収入の額であり、フードデリバリー配達員など個人事業主の事業所得の場合は、95万円以下となります。